

◆1番（浅沼美弥子） 議席番号1番、公明党の浅沼美弥子でございます。平成19年第3回定例会におきまして個人質問をさせていただきますことに、心より感謝申し上げます。ありがとうございます。それでは、通告に基づき質問させていただきます。

1、子育て支援の観点から、4点について質問させていただきます。

（1）、ひとり親家庭の支援についてです。母子家庭に支給される児童扶養手当の制度破綻を防ぐため、2002年11月に児童扶養手当法が改正されました。特別措置法の時限が来年3月で切れ、いよいよ手当の一部減額が始まる予定となっております。

そこで、当市の児童扶養手当の受給資格者の中で、来年度にこの一部減額に該当する人は何名ぐらいいるのか、さらに現受給者に対して、来年4月から手当の一部支給停止が開始されることを告知しておられるか伺います。

また、法改正から5年の猶予がありましたが、この間に当市ではどのような母子家庭自立支援のための対策をとってきたのかお尋ねいたします。

母子家庭を取り上げて父子家庭を取り上げないのは余りにもへんぱですので、お伺いいたします。当市における父子家庭の支援の現状についてお聞かせください。

（2）、妊産婦、新生児訪問事業についてです。最近児童虐待による痛ましい事件が連日報道されており、その件数は年々ふえている状況です。厚生労働省の検証によりますと、虐待を受けて死亡した子どもの4割がゼロ歳児で、このゼロ歳児のうちの8割が生後4カ月以下ということがわかりました。新生児、乳児を抱える母親は、出産時の疲労と新たな育児負担により心身が不安定になりやすい上に、核家族化により周囲の支援を受けず、社会から孤立してしまう人がふえております。また、国では出産した女性の1割から2割になるとされる産後うつ病に注目、今後の母子保健の計画を定めた健やか親子21で、2001年の調査で13.4%だった産後うつ病の発症率を2010年までに減少させることを目標に掲げております。この産後うつ病とは、産後数週から数カ月であらわれるうつ病で、通常のうつ病と同じ症状のほか、育児に対して過度の心配や恐怖を抱いたり、子どもに愛情がわかないと自分を責めたりすることもあり、自然に治るマタニティーブルーズとは区別されております。余り知られていないため、母親としての自覚が足りないと言われたり、母親自身も自分の努力が足りないせいだと思ひ込んで、治療を受けるのがおくれがちになると言われており、母の健康を守るだけでなく、母子の関係改善につなげるためにも早期発見が大切と言われております。そのためには、母親に安心を与えながら乳児家庭と地域社会をつなぎ、乳児の健全な育成環境を確保するための取り組みである妊産婦、新生児訪問事業は今後ますます重要になってくると思いますが、当市の取り組みについて伺います。

次に、（3）、ファミリーサポート事業の進捗状況についてですが、先ほど山口議員からのご質問に対して、執行部より明確なご回答をいただいておりますので、割愛させていただきますが、ちょっとだけお話しさせていただきます。先日の新聞に、地域でファミリーサポートの提供会員として活動している大阪市在住の婦人の投稿が掲載されておりました。文面には、子育てを地域でサポートできるシステムがあることのすばらしさを活動の中で感じている様子がつづられておりました。当市の取り組みも始まったばかり、お聞きしたところによりますと、提供会員が足りない地域に担当課職員が手分けして提供会員募集のチラシを各戸配布されたと伺っております。大変にご苦

労さまでございます。地域でのかかわりが希薄になっている社会において、このような事業は大変に価値あることと思います。私も微力ながらいろいろな機会に話をするなど、事業の発展に少しでもお役に立てればと思っております。

次に、(4)、インフルエンザ予防接種についてです。インフルエンザは、毎年冬から春先にかけて大きな流行を繰り返す感染症で、流行が始まると短期間にたくさんの人を巻き込みます。全身症状が強く、子どもでは脳炎、脳症や心筋炎などの危険な合併症があり、日本では毎年100人以上の子どもが命を落としていると推定されているそうです。最近では、インフルエンザの治療薬服用後の異常な行動が社会問題となっております。インフルエンザは何よりも予防が大切ですが、現在インフルエンザの予防接種は希望者だけの任意接種となっております。また、予防接種料は医療機関まちまちで、市内の医療機関で子ども3人に受けさせると2万円近くになると聞いております。接種に二の足を踏むのも無理はありません。子育て支援策として、未来への希望である子どもたちへのインフルエンザ予防接種に対する補助のお考えがないか伺いいたします。

次に、2、いじめ、不登校対策についてです。先週の9月6日木曜日、日中国交正常化35周年を記念し、中国で作成された報道番組が千葉テレビで放映されました。その番組の中でも一部紹介されておりましたが、我が党の創立者は、世界じゅうの大学、学術機関から今日現在218、決定通知を含めると239の名誉学術称号が贈られております。また、その思想と哲学と行動を専門に研究する研究所は世界に22を数えるという日本が誇る教育者でもあります。氏は、人間とは、文化や人種の差異を克服していける無限の可能性を秘めた存在であり、人間一人一人の生命がどれほど尊い知恵と力を持っているか、そして、すべての人が備えている根源的な力を生き生きと伸び伸びと思存分に発揮できるようにすることに教育の持つ重大な使命があると論じられております。中国の有名な言葉にも十年樹木、百年樹人とありますが、国づくりにとって教育こそ最重要の課題であることから、公明党は結党以来教育には大変に力を入れてまいりました。最近では、子どもたちの豊かな情緒や創造力をはぐくむための読み聞かせ運動や朝の十分読書運動、これとともに平成12年1月に取り組みを開始されております。そして、子どもたちの健全な育成を願い、提唱した食育の推進、これは平成17年取り組み開始です、など、具体的な運動として取り組んでまいりました。おかげさまでこうした活動は全国に広がり、未来を担う子どもたちの人格形成に大きく寄与しているものと自負しております。しかし、昨今いじめや不登校、教育格差といった問題がクローズアップされ、その深刻さはますます深くなってきております。先月文部科学省がまとめた学校基本調査で、学校に行かない不登校の小・中学生が5年ぶりに増加に転じ、中でも中学生は生徒全体に占める不登校の割合が2.86%と過去最高を記録、35人に1人、つまり1クラスに1人は不登校の生徒がいるということで、15年前には100人に1人だったことを考えると、いかに不登校の割合が高いかわかります。千葉県でも先月9日、学校基本調査結果を発表いたしました。それによりますと、長期欠席者とその中の不登校児童生徒が小・中学校とも3年連続で増加、いじめがきっかけで不登校になった小学生42人、中学生214人いることがわかりました。さらに、全国のいじめの発生件数は、報告されているだけでも2万件を超え、深刻ないじめが発生し続けております。

そこで、当市におけるいじめ、不登校について、(1)、現状、(2)、課題、(3)、施策、(4)、調査研究している事例があればそれについて。(1)から(4)までまとめて結構でございますので、お

伺いたいします。

次に、3、行財政改革の推進の(1)、事業仕分けの進捗状況についてです。平成17年9月に、我が党のマニフェストに行財政改革の切り札として事業仕分けの手法を掲げました。その年の12月、政府として行財政改革の重要方針の中で、事業仕分けの実施を閣議決定、昨年6月には簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律、いわゆる行政改革推進法が施行されました。これまで先輩議員が何度も取り上げてきている経緯も踏まえまして質問いたします。

当市の実施計画では、来年度には全庁へ展開することを目標に昨年度より取り組まれていると伺っております。現在取り組み中のモデル課はどこか、また進捗状況を伺います。

次に、(2)、住民サービスの視点からの申請主義の改善策について伺います。今大きな問題となっている年金問題からもわかるように、行政における申請主義による問題点が浮き彫りになっております。新聞報道によりますと、年金を受給できる年齢に達しているにもかかわらず、申請せずに5年以上が経過したため、時効で年金を受けられなかった人が平成11年から平成15年までに9万人おり、受給漏れの総額は1,155億円に達しているそうです。年金時効特例法案では、年金番号に統合されずに受給漏れを引き起こした年金が新たに発見された場合、5年の時効を適用せず、全期間分の年金を支払うことになりましたが、このような申告漏れのケースについては時効撤廃が適用されないとのこと。また、今月6日、企業年金連合会が受給資格者124万人に対して計1,544億円の年金を未払いにしていることが報道されました。企業年金連合会は、その理由を本人の請求がないからとしており、まさに申請主義を盾にした言い逃れと言っても過言ではないと思います。60歳以上の受給対象者400万人のうちの3分の1が請求していない現状から見れば、権利を知らせ、請求を促す業務に問題があったと言わざるを得ません。また、最近身近にも離婚して母子家庭になった女性が、児童扶養手当の支給に該当するにもかかわらず、自分は仕事をしているから受けられないと思い込んでいたため、申請をしていなかったことがありました。このように、申請があればサービスを提供するという申請主義は、市役所の仕事では数多くあるのではないかと思います。市の広報を見ていない、また思い込みなどで知らないゆえにせっかくのサービスを受けていない市民がいらっしゃるのではないのでしょうか。

そこで、市のサービスの中で特に手当や給付などがあることを市政だよりやホームページで広報するだけでなく、対象者に適宜適切に通知を出すなど、積極的に知らせるべきではないかと考えます。まずは市の事業の中で申請を必要とする全事業を総点検し、その上でサービスを受けられない人の不利益を考えれば、郵送の費用、手間がかかったとしてもできるところから取り組んでいただきたいと思います。また、市民の立場に立った視点からのちょっとしたアイデアで不利益をこうむる人が出ないようなシステムづくりも可能ではないかと考えますが、ご見解を伺います。

以上です。

◎市長(山崎山洋) 浅沼美弥子議員の個人質問に対し答弁いたします。1の(2)については私から、その他については教育長及び担当部長から答弁いたします。

1の(2)の妊産婦、新生児訪問事業についてお答えいたします。女性は、出産後20ないし30%程度の方が軽いうつ状態になることを経験されるようですが、原因としては、女性ホルモンの影響やなれない育児等の環境の変化が考えられております。多くの方は1週間程度でそのような

状態から回復されますが、長引く方は産後うつとして診断されるようです。そのため、市では初めての出産を迎える夫婦やその家族などを対象に、プレマクラスやパパ・ママクラスのマタニティー教室の実施、妊婦訪問、新生児訪問事業を実施しております。また、今年度からは生後4カ月までにすべての家庭に訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」を実施しており、これらの事業により、安心して妊娠や出産ができるように支援していくとともに、妊娠時期から不安の強い方や産後にうつ状態になった方を把握し、支援しているところでございます。

2については教育長から、その他については担当部長から答弁いたします。

◎健康福祉部長(稲葉東治) 1の子育て支援の(1)、ひとり親家庭に対する支援の充実についてお答えいたします。

母子家庭等の児童扶養手当につきましては、平成15年4月1日の児童扶養手当法の改正により、母子家庭の自立を促進するという目的で見直され、平成20年4月から手当を受けてから5年以上経過した方、または手当支給要件に該当したときから7年以上経過した方につきましては、原則としてお子さんが8歳未満の場合や、母親自身に障害がある場合等を除き、その手当額の2分の1を超えない範囲で支給停止することとされております。減額の対象となる人数でございますが、今年度の8月期払いの状況から申し上げますと、手当を受けてから5年以上経過した方、または手当支給要件に該当したときから7年以上経過した方が受給者274人中130人おられます。減額の対象外となる方の範囲についての詳しいことや具体的な支給停止額につきましては、本年末に決められることになっておりますので、現段階では詳細に把握するところまでは至っておりません。また、来年4月分からの手当の一部支給停止の通知方法につきましては、昨年度の現況届時に口頭でお知らせいたしておりました。また本年8月の現況届を郵送する際に、減額についてのお知らせを同封させていただきました。今後この受給の決定に関する通知を郵送する際及び国から減額に関する詳細な内容が示され次第、該当者に対しご連絡させていただきたいと考えております。また、母子家庭に対する自立支援のための対策についてでございますが、現在は児童扶養手当の受け付け時等において、県事業であるひとり親家庭等ふれあいサポートプランの紹介など相談業務を行っておりますが、今後はさらに母子家庭の自立支援に向けた相談体制を初めとしたサポート体制等の強化など検討してまいりたいと考えております。

次に、父子家庭への支援についてでございますが、現在父子家庭に限定した市独自の事業等は特に実施してございませんが、ひとり親家庭等医療費等の助成事業につきましては、所得制限はありますが、母子家庭と同様に父子家庭も対象とした事業として実施いたしております。また、父子家庭も含めたひとり親家庭等に対する招待事業といたしまして、善意によるご協力により年2から3回のサッカー観戦チケットの配付や年1回のプロ野球観戦招待事業を実施しているところでございます。

次に、(4)、インフルエンザ予防接種についてお答えいたします。インフルエンザ予防接種につきましては、以前学童を対象に予防接種法に基づき集団接種を行ってりましたが、接種率が高いかかわらず、流行を防ぐことができなかったため、平成6年に予防接種法による定期接種から外れ、任意接種として位置づけられております。現在市では予防接種法に基づいた乳幼児の予防接種として、BCG、ポリオ、百日ぜき、ジフテリア、破傷風混合、MR、日本脳炎を実施し、接種率の向上を目指しておりますが、予防接種法に基づかない乳幼児及び学童等のインフルエン

ザ予防接種につきましては、公費での補助は現状では難しいものと考えております。しかしながら、ハイリスク者である高齢者につきましては、個人防衛を目的として予防接種法の対象者として接種を行っており、市でも公費での補助をいたしております。また、流行時期の前には、広報紙やホームページなどにおいて予防を呼びかけており、今年度も引き続き実施していく予定でございます。

以上でございます。

◎教育長(小野寺正教) 2のいじめ、不登校対策についてお答えいたします。

いじめや不登校に関する事案が大きな社会問題となっており、市教育委員会といたしましても、その対応については重要な課題の一つとして認識しております。初めに、いじめに関する現状についてですが、各学校からの報告によりますと、悪口やからかい、仲間外れや無視などの事案が確認されております。これらは、各学校のアンケート調査、担任教師による発見、本人からの訴え、保護者からの訴え、他の生徒からの情報等から把握しているものでございます。いじめという問題の性質上、受けとめ方もまちまちであり、真の現状の把握は難しいということがこの問題の課題となっております。しかし、できるだけ早期に現状の把握をし、対策を講じるために市内各小・中学校においては教育相談週間を位置づけて、子どもたち一人一人から話を聞き、対応しているところでございます。また、心の教育として道徳や学級活動等をより充実させ、心に響く教育を実践しているところでございます。さらにいじめはどの学校でも起こり得る問題であることを十分認識し、日ごろから児童生徒の変化やサインを見逃さないようにして早期発見に努めること、そして全職員がいじめは人間として絶対に許されないとの共通の認識を持ち、いじめを許さない学校づくりに努めております。加えて、保護者や地域の方々の理解を得て地域で子どもたちを見守る体制をつくり上げていくことに努めております。

次に、いじめによる不登校の現状についてお答えいたします。市内にはさまざまな理由によって不登校に陥ってしまう児童生徒がおりますが、深刻ないじめが理由での不登校児童生徒は確認しておりません。しかし、各学校ではさまざまな理由で傷ついてしまった子どもたちの心に寄り添って一人一人の児童生徒に合わせた対応に努めているところであります。市教育委員会では、不登校児童生徒の居場所として、平成7年度より適応指導教室、緑のまきばを設置し、少人数でのさまざまな活動や交流、個別の学習支援を通して児童生徒の心の安定と学校復帰へ向けての支援に取り組んでいるところでございます。また、教育相談活動の充実を目指し、教育センター等で相談窓口を設置し、専門のカウンセラーや指導主事による電話や面接相談を実施し、子どもや保護者への支援に当たっております。いずれにいたしましても、いじめや不登校の問題につきましては表面的には把握しにくい問題ではありますが、早期発見、そして適切な早期対応に努めてまいりたいと考えております。

◎総務部長(石川幸男) 3の行財政改革の推進の(1)の事業仕分けの進捗状況についてお答えいたします。

現在行っている事務事業について、市が行うべき業務であるか、民間等が実施すべき業務であるか、またどのような手法を用いて実施すべきかといった事業仕分けの視点からの検証は、行政改革の実施項目である事務事業の再編整理、民間委託の推進及び職員の適正配置等の根拠になるものと考えております。ご質問の事務事業の仕分けの進捗状況でございますが、昨年度末

に全課の職員を対象に事業仕分けの研修を実施し、仕分けの必要性や例題をもとに実践討議を行っております。また、今年度に入りまして、これからの行政改革の取り組みの中心的役割を担っていただく行政改革主任を全課に設置いたしました。今後各部からモデル課を選定し実践していくとともに、全課において事務事業の洗い出しを予定しております。やはり行政改革を進めていく上で基礎となるものでございますので、積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、(2)の住民サービスの視点からの申請主義の改善についてお答えいたします。現在市民が申請を伴って受ける行政サービスは、その申請が事務処理の根拠となっておるものでございます。ご質問の申請主義の改善を図っていくためには、現行の行政サービスを市の判断で市民本位の処理が可能な業務であるのか、一つの申請によって複数のサービスが受けられる業務であるのか等を検証する必要がありますので、まずは全庁的な調査を行い、その調査結果に基づき法に抵触しない範囲で対応が可能なものについて改善の方向で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(出山國雄) 1番、浅沼美弥子議員の発言の時間でございますが、ここで休憩いたします。

3時40分まで休憩します。

◆1番(浅沼美弥子) それでは、3点についてのみ再質問させていただきます。

まず、1、子育て支援の(1)、ひとり親家庭支援についてです。厚生労働省の2003年の調査によりますと、全国の母子家庭は5年前の約3割増しの123万世帯、児童扶養手当など公的扶助を含めた母子家庭の平均年収は212万円、うち就労収入は162万円で、一般世帯の3分の1程度しかありません。このことから、離婚、非婚によるシングルマザーが生活に困窮しているのは明らかです。児童扶養手当の削減も自立支援が目的であるならば、国も母親に対する就労支援施策を十分充実させて、その効果が上がってからにしていきたいものだと思います。ご回答によりますと、具体的な支給停止額は本年末に詳細が決定しないとわからないということでしたが、決定してからでは後手に回ります。削減が実施されることを想定した安全網、セーフティーネットをしっかりとっていただきたいのです。具体的には、手当の削減が行われるときには、市独自で激変緩和措置をとることを決断していただきたいのですが、ご見解を伺います。

また、支援策の一つである医療費の助成制度ですが、お隣の我孫子市では全額を補助しております。子どもが病気になったとき、仕事を休まなければならないこともあると思います。せめて医療費の全額を補助して安心して医者にかかれるように、現在一部となっている医療費補助を全部に拡大すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

また、父子家庭支援について、市独自の事業は実施していないとのご回答でした。当市の父子家庭の中にも母子家庭における児童扶養手当支給対象と同じ経済状況にいる人が少なからずいらっしゃると思っております。同じ経済状況にある家庭なのに、子どもの立場から見てお母さんというかお父さんというかで差別があるのはいかがなものでしょうか。早急に解決策を講じ、光を当てていただきたい。具体的には、父子家庭にも児童扶養手当と同等額の支援は市独自すべきであります。また、どのようなことに困っているか、アンケート調査を実施するなどしてきめ細かな支援ができないか、検討していただきたいのですが、ご見解を伺います。

習志野市では、これまで父子家庭支援手当を16歳未満の子どもを育てている父子家庭を対象に、一定の所得制限の範囲内であれば子ども1人当たり月額3,000円を一律に支給してきましたが、先月、8月支給分からこれを大幅に拡充いたしました。拡充後は18歳になって最初の3月31日を迎えるまでの子どもを養育している家庭に対し、所得に応じて第1子で最大月額4万1,720円を支給、第2子は5,000円、第3子以降は1人につき3,000円が加算されます。母子家庭における児童扶養手当に準ずるもので、年3回の支給月に前月までの4カ月分が一括して支給されます。先月末までに29世帯が申し込みをしたそうです。今回の手当拡充について、習志野市子育て支援課は、男女共同参画が進んでいる現在、母子家庭、父子家庭の区別をするのではなく、ひとり親家庭に対する自立支援をしていくべきとの観点から具体化に踏み切ったと述べております。

次に、(2)、妊産婦、新生児訪問事業についてです。産後うつ病の早期発見のために多くの国で導入されているのが、イギリスで開発されたエジンバラ産後うつ病自己調査表、EPDSです。これは、各4種類の選択肢がある10項目の問いかけに丸をつけてもらい、うつ状態の判定に役立つものです。先ほどのご回答で、産後うつ状態になった方を把握されていると伺いましたが、このEPDSを導入しているのか、また把握した場合のその後の支援の状況について伺います。

次に、(4)、インフルエンザ予防接種については、質問ではございませんが、一言だけ申し述べさせていただきます。新潟県十日町市では、今年度から小学校6年生までの子どもを対象にインフルエンザ予防接種費用を助成しております。1回の接種につき1,000円を市が負担、子どもは通常2回接種することから、1人につき年間2回まで助成するということです。子どもは、予防接種法の対象者に入っていないため助成はできないということですが、時期になると市でもインフルエンザの予防接種を呼びかけていたこともあります。また、大流行した場合を考えると医療費の抑制になる得るとも考えられます。引き続きのご検討をお願いしておきたいと思っております。

次に、2、いじめ、不登校対策についてです。一昨年秋、いじめを苦しめた子どもたちの自殺が相次いだことを受け、当時の文部科学大臣名で全国の児童生徒一人一人にメッセージが届きました。今までになかったことで、何とかしたい、子どもたちの命を守りたいという気持ちは伝わってまいりました。また、国も補正予算を組んで本年2月から3月にかけて小学校5年生から中学校2年生までの全員を対象とした緊急面談の実施を決定いたしました。当市ではどのように実施をされたのか伺います。

また、先ほどのご回答では、いじめという問題の性質上受けとめ方もまちまちで、真の現状把握は難しいことが課題として挙げられておりました。また、いじめ把握のきっかけとして、各学校によるアンケート調査を挙げておられました。いろいろな項目の中の一つにいじめを取り入れているというようにお聞きしております。柏市では、教育委員会が独自にいじめについてのアンケートを作成し、市内全小・中学校で実施したそうです。アンケートの項目は、教育委員会がよく吟味して素直に気持ちを表現しやすいように子どもの立場に立った質問事項になっていたと、実際に実施した現場の先生からお聞きいたしました。また、我孫子市では昨年12月27日にいじめ対策委員会を立ち上げ、やはり小・中学生共通のアンケートを作成したそうです。記名にするか無記名にするかで論議となったそうですが、子どもたちの心の中を正直に書いてもらうため、無記名方式で実施したそうです。また、鎌ヶ谷市でも教育委員会が作成した独自のアンケートを毎年4年生以上の児童生徒に無記名方式で実施しているそうです。このようなアンケートを実施することによって子

どもたちがいじめを考えるきっかけになっている、また親のほうでも学校や教育委員会はいじめについて真剣に取り組んでくれているとわかり、安心したという声もあります。一人でも苦しんでいる子がいれば見逃さない、絶対に見つけ出して助けてあげたい、またいじめている子がいたら、自分の命を傷つけることから救ってあげたいというのが先生方、また私たちの気持ちであろうと思います。いま一步現状把握に対しての行動を起こしていったほうがいいでしょうか。他市の取り組んでいるいじめについてのアンケートも一つの方法ではないかと思いますが、当市教育委員会でも作成し、実施するお考えがないか伺います。

各地の取り組みの中には、川崎市の人権オンブズマン制度、川西市子ども人権オンブズパーソン制度や滋賀県のメンタルフレンド事業、市川市南行徳中学校のオレンジリボンキャンペーンや生徒会有志集団、君を守り隊に取り組む中学校などがあります。公明党としては、いじめのSOSに緊急対応する第三者機関、いじめレスキュー隊の設置を提言しております。現場で効果を上げているものもこれから調査研究していただきまして、今後ともいじめや不登校で苦しんでいる子どもたちにどう手を差し伸べられるのか、いじめ、不登校ゼロを目指したさらなる取り組みに期待したいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、政治のはざまに隠れている人、光の当たらない人、苦しんでいる人をサーチライトを当てるがごとくに探し出し、必要な支援策を速やかに講じていく、そんな慈愛あふれる印西市の構築をともどもに進めていただきたいことをお願い申し上げまして、質問を終わりにさせていただきます。

大変にありがとうございました。ご回答よろしくお願いいいたします。

◎健康福祉部長(稲葉東治) 1の子育て支援の(1)、ひとり親家庭に対する支援の充実についての再質問にお答えいたします。

初めに、児童扶養手当の来年度からの一部支給停止等に対する市独自の緩和措置のご提案でございますが、現段階では、減額となる対象者の詳細、またそれぞれの減額幅等が国から示されておきませんので、引き続きご提案の点も含めて情報収集してまいりたいと考えております。

次に、ひとり親家庭等医療費等の助成のご提案についてお答えいたします。ひとり親家庭等医療費等の助成につきましては、千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業補助金交付要綱に基づき、児童扶養手当の所得制限限度額以内の母子家庭、父子家庭等を対象に、現在入院1日につき300円、通院については診療報酬明細書1件につき1,000円、また調剤については、調剤報酬明細書1件につき1,000円を超える額について助成をしております。平成18年度の実績としまして、入院、通院、調剤合わせて助成額約460万円でございます。議員からご提案のありましたひとり親家庭等医療費助成事業の自己負担額の無料化についてでございますが、現段階では引き続き千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業補助金交付要綱に基づき実施してまいりたいと考えております。

また、ひとり親家庭等への支援でございますが、児童扶養手当につきましては、平成20年4月から減額が行われるなど、制度も変わりつつあります。その背景には、母子家庭等の増加、またそれに伴う母子家庭等への自立の促進があるものと認識しております。このようなことから、今後の取り組みとしましては、母子家庭等自立促進計画として、千葉県が策定しておりますひとり親家庭等ふれあいサポートプランにある施策、事業の実施を検討するとともに、議員ご指摘の父子家



庭を含めたひとり親家庭等の支援の総合的な観点から検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、(2)、妊産婦、新生児訪問事業についての再質問についてお答えいたします。産後うつを把握するために、EPDSという方法があるというが、市では実施しているのか、また把握した場合のフォロー、対策についてはということでございますが、エジンバラ産後うつ病自己評価表、訳してEPDSと言われるものを市でも新生児訪問及びこんには赤ちゃん事業等の訪問時に必要に応じて使用しております。この評価表は、産婦の方ご自身で記入していただきますので、目的を説明した上でご協力いただける方に実施しております。

なお、平成18年度の状況につきましては、259人の新生児訪問を実施し、うち82人の方にEPDSを実施したところ、18人の方に産後うつが疑われる結果となり、継続的に保健師、助産師、看護師が訪問や相談を行いまして、必要な場合は医療機関への受診を進めるとともに、育児や家庭等をサポートしてくれるサービスを紹介するなどのフォローを行っております。なお、生後4カ月までにすべてのご家庭を訪問するこんには赤ちゃん事業では、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭を早い段階で把握し、適切なサービスの提供に結びつけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎教育長(小野寺正教) いじめ、不登校対策についての再質問にお答えいたします。

本年2月、文部科学省からの指示により、いじめ問題への対応策として、各中学校に配置されているスクールカウンセラーによるカウンセリングを中学1、2年生を対象に実施いたしました。このカウンセラーによる緊急面談実施によりまして、より一層の生徒理解が図られ、心の教育に活用できたと同っております。

次に、いじめに関するアンケートについてお答えいたします。市教育委員会では、毎年市内全小・中学校を対象に、いじめを含めた問題行動調査を実施し、生徒指導上の諸問題について実態把握をし、その対応に努めているところでございます。また、各学校では児童生徒をより一層理解し、実態の把握をするために個別面談を実施したり、相談箱を設置したり、さらに学校の状況や必要に応じてアンケートをとるなどして、いじめ等問題の早期発見、早期対応に努めているところでございます。いじめ問題にはさまざまな要因が関係していることから、多面的に状況を把握することが重要であると考えておりますので、市教育委員会といたしましては、アンケート調査も含めより効果的な方法について研究してまいりたいと考えております。

○議長(出山國雄) これで浅沼美弥子議員の個人質問を終わります。

自席にお戻りください。